特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(概要)

一 目的

- 「・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施
- ◆児童相談所及び民間あっせん機関の養子縁組のあっせんに係る業務の適正な運営を確保するための措置
- → 養子縁組のあっせんに係る児童の保護・適正な養子縁組のあっせんの促進等
 - ⇒ 特別養子縁組その他の養子縁組の促進・児童の福祉の増進

二 養子縁組のあっせんに関する基本原則

- 可能な限り児童の意見を尊重しつつ、児童の最善の利益を最大限に考慮
- 養子縁組のあっせんに先立ち、実親が養育できるよう援助を行う(出産前を含む)
- 児童とりわけ乳幼児に対する家庭養育の確保の重要性を踏まえ養子縁組のあっせんを検討
- 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう養子縁組のあっせんを行う

三 民間あっせん機関の許可等

- 1 許可(養子縁組あっせん事業)
- **2 手数料の徴収の禁止** (ただし、七の2の経過措置参照)
- 3 民間あっせん機関に対する支援(国による民間あっせん機関に対する財政上の措置等)

四 児童相談所及び民間あっせん機関が行う養子縁組のあっせんに係る業務

- 1 相談支援
- 2 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- 3 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者
- 4 養子縁組里親名簿への登録(民間あっせん機関の努力義務)
- 5 養親希望者の研修(民間あっせん機関の努力義務)
- 6 児童の父母等の同意
- 7 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 8 養子縁組の成否等の確認
- 9 縁組成立前養育の中止及びこれに伴う児童の保護に関する措置
- 10 都道府県知事への報告
- 11 帳簿の備付け・保存・引継ぎ
- 12 養子縁組の成立後の支援(養子となった者が18歳に達するまで)
- 13 養子となった者に対する情報の開示等

五 雑則

- 1 (厚生労働大臣が定める) 指針
- 2 養子縁組のあっせんに必要な情報の共有等
- 3 人材の育成
- 4 (特定妊婦の支援のための施策、実父母の自立支援のための施策等の)**関連施策との連携**
- 5 特別養子縁組制度等の周知

六 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

七 施行期日等

- 1 施行期日 (原則公布の日から2年以内)
- 2 経過措置(民間あっせん機関は、当分の間、一定の手数料の徴収が可能)
- 3 検討(特別養子縁組制度の見直し等、国際的な養子縁組の在り方についての検討等)